

寒川町議会
議長 天利 薫 様

神奈川県医療労働組合連合会
執行委員長 古岡孝広

電話 FAX

介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情

【趣旨】

県民のいのちと健康をまもるために日夜を問わずご奮闘いただいていることに敬意を表します。

介護保険制度は施行 24 年が経過しました。しかし、利用料、食費・居住費などの重い費用負担のために必要なサービスを利用できない実態が広がり続けており、家族の介護を理由とする介護離職も高止まりのままです。2024 年度の介護報酬改定はプラス改定となりましたが、介護職員と全産業平均との月額約 7 万円の賃金格差を埋めるには程遠い内容であり、介護事業所の経営に困難をもたらしている物価上昇分をカバーすることもできない不十分な改定です。

さらに、訪問介護の報酬が引き下げられたことで、地域で最も身近な小規模の訪問介護事業所が廃業に追い込まれる事態が生じており、各地で不安と怒りの声が噴出し続けています。介護現場の人手不足は本当に深刻です。ヘルパーの有効求人倍率が 15 倍を超えるなど、このままでは介護の担い手がいなくなり、介護保険制度そのものが崩壊しかねません。

こうした中、政府は、私たちの反対の声で先送りにさせた利用料 2 割負担の対象拡大、ケアプラン有料化、要介護1、2のサービスの保険給付外しなど、さらなる改悪に向けた審議を 2025 年から再開しようとしています。

権利としての介護保障を実現するためには、社会保障費を増やし、介護保険の国庫負担を引き上げ、制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、費用負担の軽減、サービスの拡充など介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること
2. 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること
3. 利用料2割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の保険給付ははずし（総合事業への移行）など、介護保険の利用に重大な困難をもたらす新たな制度見直しを検討しないこと
4. 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと

以上

介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書（案）

介護保険制度は施行 24 年が経過しました。しかし、利用料、食費・居住費などの重い費用負担のために必要なサービスを利用できない実態が広がり続けており、家族の介護を理由とする介護離職も高止まりのままです。2024 年度の介護報酬改定はプラス改定となりましたが、介護職員と全産業平均との月額約 7 万円の賃金格差を埋めるには程遠い内容であり、介護事業所の経営に困難をもたらしている物価上昇分をカバーすることもできない不十分な改定です。

さらに、訪問介護の報酬が引き下げられたことで、地域で最も身近な小規模の訪問介護事業所が廃業に追い込まれる事態が生じており、各地で不安と怒りの声が噴出し続けています。介護現場の人手不足は本当に深刻です。ヘルパーの有効求人倍率が 15 倍を超えるなど、このままでは介護の担い手がいなくなり、介護保険制度そのものが崩壊しかねません。

こうした中、政府は、私たちの反対の声で先送りにさせた利用料 2 割負担の対象拡大、ケアプラン有料化、要介護 1、2 のサービスの保険給付外しなど、さらなる改悪に向けた審議を 2025 年から再開しようとしています。

権利としての介護保障を実現するためには、社会保障費を増やし、介護保険の国庫負担を引き上げ、制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。

私たちは、介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求めて下記の事項について国に要望します。

記

1. 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、費用負担の軽減、サービスの拡充など介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること
2. 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないように、利用料負担の軽減などの対策を講じること
3. 利用料 2 割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化、要介護 1、2 の保険給付はずし（総合事業への移行）など、介護保険の利用に重大な困難をもたらす新たな制度見直しを検討しないこと
4. 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出いたします。

2024 年 月 日

〇〇〇〇〇〇議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣